

いのちとくらしをまもる
防災減災

流域治水

令和6年3月27日

水管理・国土保全局 治水課

水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官

とねがわ なかがわ あやせがわ
利根川水系中川・綾瀬川等を特定都市河川に指定

国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和6年3月29日に、利根川水系中川・綾瀬川等の計43河川を、特定都市河川に指定します。

- 流域治水の本格的な実践に向けて、国土交通大臣は、令和3年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）の第3条第1項等の規定に基づき、令和6年3月29日に、一級河川利根川水系中川・綾瀬川等の計43河川（茨城県・埼玉県・東京都）について、特定都市河川として指定します。
- 今後、利根川水系中川・綾瀬川等では、河川管理者・流域の都道府県及び市町村の長・下水道管理者等からなる流域水害対策協議会を組織し、河道掘削・調節池等のハード整備の加速化に加え、流域における貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めてまいります。また、別に定める日から、流域内において一定規模以上の宅地にする行為等については、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。
- 国土交通省では、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大していくこととしており、流域治水関連法の枠組みによる取組の一層の強化を図ってまいります。

(添付資料)

- 別紙1 「流域治水」の本格的な実践に向けた「利根川水系中川・綾瀬川等」の特定都市河川への指定
別紙2 利根川水系中川・綾瀬川等の概要
参考 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

問合せ先：

○河川に関すること

水管理・国土保全局 治水課 課長補佐
係長
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8455三枝 伸太郎（内線 35-516）
川淵 孝之（内線 35-583）

○下水道に関すること

水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付 課長補佐
係長
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8432佐藤 篤（内線 34-325）
丸山 達也（内線 34-314）

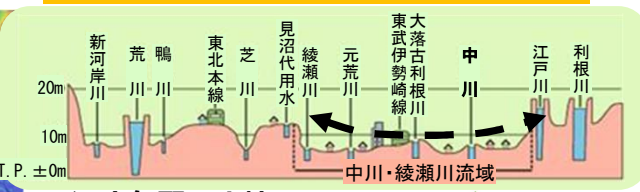
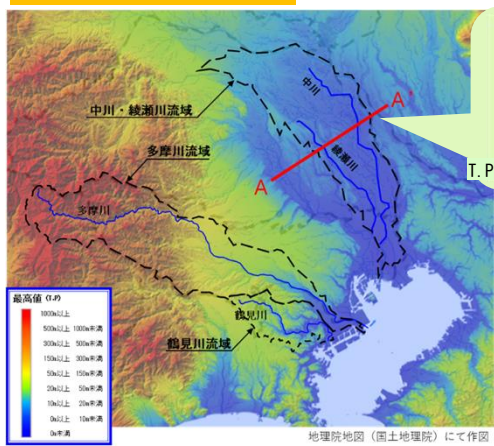
「流域治水」の本格的な実践に向けた「利根川水系中川・綾瀬川等」の特定都市河川への指定

中川・綾瀬川の特徴

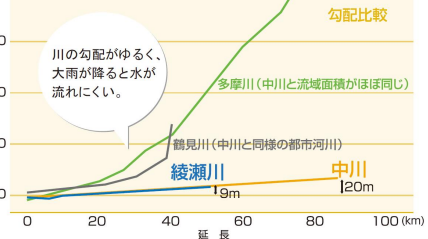
- 中川・綾瀬川流域は、埼玉県南部と東京都東部のほぼ全域が標高20m以下の低平地であり、山地や丘陵地は無く、大雨が降ると降水は河川により流下されずに流域内に湛水する特性があるため、過去から浸水被害が繰り返し発生している。
- 高度成長期以降、首都圏のベッドタウンとして都市化が進行し、人口や資産が集積しており、河川整備のみによる治水対策が困難なことから、昭和55年から総合治水対策協議会を設立し、流域における保水・遊水機能の維持等の総合治水対策を実施してきた。

<流域の地形地盤高>

<中川・綾瀬川流域の地形 (A-A'断面)>

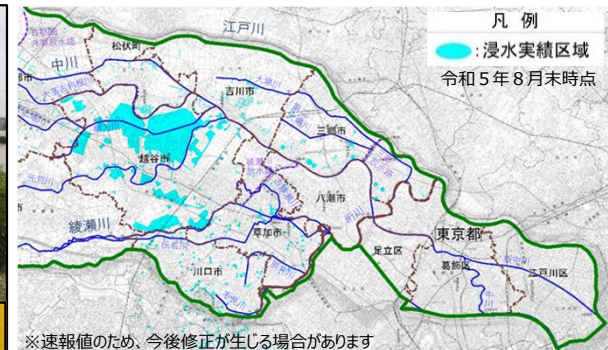


<河床勾配の比較>



令和5年6月の梅雨前線及び台風第2号による大雨により、埼玉県下流部を中心に約4,000棟の甚大な内水被害が発生。

令和5年6月台風第2号による浸水実績 (各区市町からの聞き取り)



これまでの総合治水対策の取り組みに加えて、**特定都市河川の指定により、更なる治水対策の早期推進とともに、水害に強いまちづくりの実現が必要**

近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- R4.5～ これまでの度重なる浸水被害、気候変動に伴う水害の発生リスクの増大という新たな課題等を踏まえ、これまでの総合治水対策を生かしながら、将来に渡って安全な流域を実現していくため、流域内の自治体と特定都市河川指定に向けた議論を開始。
- R5.3 流域の都県・市区町を構成員とする「第6回 中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会 (座長 関東地整局長)」を開催し、流域の方向性として法適用に向けた具体的な検討を進めていくことを確認。
- R5.12 「第7回中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会」において、流域における特定都市河川指定の手続きを進めていくことについて、茨城県、埼玉県、東京都及び流域内の28市区町から同意。

法的枠組み (特定都市河川制度) を活用した「流域治水」の本格的実践

特定都市河川流域で活用できる法的枠組み・予算・税制等

【流域治水対策の方針】

○流域の急激な都市化による遊水機能等の低下や大河川に囲まれた低平地を流下するなどの社会的、地形的要件に加え、気候変動等の影響による豪雨災害の頻発化、激甚化を踏まえ、河川整備を加速するとともに、流域対策として貯留浸透施設や内水ポンプなどの対策、貯留機能保全区域等の指定も活用し、**流域のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じる。**

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策

- 洪水氾濫対策** (堤防整備、河道掘削、高潮対策、排水機場の増強、調節池整備、新規放水路整備、橋梁部対策、耐震対策等)
- 内水氾濫対策** (排水施設の整備・増強、施設の耐水化、電気設備の高上げ等)
- 流域の雨水貯留機能の向上** (開発に伴う雨水流出抑制対策の指導・促進、下水道貯留浸透施設、校庭貯留、水田貯留、法指定による貯留機能保全区域の指定等)



② 被害対象を減少させるための対策

- 法指定による浸水被害防止区域の指定
- 水災害ハザードエリアにおける土地利用や住まい方の工夫 (リスクが高い区域における開発抑制、立地適正化等)
- まちづくりでの活用を視野にした水災害リスク情報の充実 (都市浸水想定への明示、多段階な浸水リスク情報の充実等)



③ 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

- 土地の水災害リスク情報の充実 (ハザードマップの整備等)
- 避難体制等の強化 (マイ・タイムラインの策定・支援、まるごとまちごとハザードマップの整備促進、避難訓練の実施等)
- 関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化 (自治体職員対象の排水ポンプ車運転講習会の実施等)
- 排水施設の稼働状況の共有・小型浸水センサの設置
- 排水 (内水) ポンプ場の運転ルール等の点検



利根川水系中川・綾瀬川等の概要(2/2)

表 中川・綾瀬川等特定都市河川

| 河川名 | 区間 | |
|---------------------------|---|-------------|
| | 上流端 | 下流端 |
| なかがわ 中川 | 左岸: 埼玉県羽生市東七丁目3701番2地先 右岸: 埼玉県羽生市大字上羽生字向谷412番地先 | |
| あやせがわ 綾瀬川 | 左岸: 埼玉県桶川市大字小針領家字堤内1457番3地先 右岸: 埼玉県桶川市大字小針領家字堤内1311番1地先 | 中川への合流点 |
| しんかわ 新川 | 旧江戸川からの分派点 | 中川への合流点 |
| ごんげんどうがわ 権現堂川 | 利根川からの分派点 | 中川への合流点 |
| ごかおとしがわ 五霞落川 | 左岸: 茨城県猿島郡五霞町大字山王字田向1625番4地先 右岸: 茨城県猿島郡五霞町大字山王字田向1578番2地先 | 中川への合流点 |
| けながわ 毛長川 | 左岸: 埼玉県川口市大字安行慈林字法印前33番地先 右岸: 埼玉県川口市大字安行慈林字法印前5番4地先 | 綾瀬川への合流点 |
| たついがわ 辰井川 | 左岸: 埼玉県川口市大字東本郷字宮脇935番4地先 右岸: 埼玉県川口市大字東本郷字宮脇935番2地先 | 毛長川への合流点 |
| ほらいちぬまがわ 原市沼川 | 左岸: 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字道下536番2地先 右岸: 埼玉県上尾市大字平塚字下301番4地先 | 綾瀬川への合流点 |
| でんろがわ 伝右川 | 左岸: 埼玉県川口市東川口五丁目32番7地先 右岸: 埼玉県さいたま市緑区東大門三丁目101番地先 | 綾瀬川への合流点 |
| ふるあやせがわ 古綾瀬川 | 左岸: 埼玉県越谷市南町三丁目13番3地先 右岸: 埼玉県草加市八幡町字笹塚1063番5地先 | 綾瀬川への合流点 |
| ふかさくがわ 深作川 | 左岸: 埼玉県さいたま市見沼区春野三丁目2590番17地先 右岸: 埼玉県さいたま市見沼区春野二丁目2814番2地先 | 綾瀬川への合流点 |
| しんなかがわ 新中川 | 中川からの分派点 | 旧江戸川への合流点 |
| がけがわ 圀川 | 綾瀬川からの分派点 | 中川への合流点 |
| おおほがわ 大場川 | 左岸: 埼玉県吉川市大字川野字上通127番地先 右岸: 埼玉県吉川市大字川野字前新田711番地先 | 中川への合流点 |
| だいにおおほがわ 第二大場川 | 左岸: 埼玉県吉川市美南三丁目17番地先 右岸: 埼玉県吉川市美南三丁目15番5地先 | 大場川への合流点 |
| もとあらかわ 元荒川 | 左岸: 埼玉県熊谷市佐谷田字八町3951番1地先 右岸: 埼玉県熊谷市久下字熊久2084番2地先 | 中川への合流点 |
| ほしかわ 星川 | 左岸: 埼玉県熊谷市上之字清水尻1064番1地先 右岸: 埼玉県熊谷市上之字築場999番8地先 | 元荒川への合流点 |
| やどおりがわ 野通川 | 左岸: 埼玉県行田市大字小針字星川51番地先 右岸: 埼玉県行田市大字小針字埜通449番1地先 | 元荒川への合流点 |
| あかほりがわ 赤堀川 | 左岸: 埼玉県鴻巣市常光字高野1625番1地先 右岸: 埼玉県北本市朝日一丁目254番地先 | 元荒川への合流点 |
| おしかわ 忍川 | 左岸: 埼玉県熊谷市銀座四丁目2235番6地先 右岸: 埼玉県熊谷市平戸字八町2232番2地先 | 元荒川への合流点 |
| にいがわ 新方川 | 左岸: 埼玉県春日部市増田新田字南313番1地先 右岸: 埼玉県さいたま市岩槻区大字大戸字沼端506番地先 | 中川への合流点 |
| あいのほりがわ 会之堀川 | 左岸: 埼玉県春日部市南五丁目3765番2地先 右岸: 埼玉県春日部市大沼四丁目135番地先 | 新方川への合流点 |
| おおおとしふるねがわ 大落古利根川 | 左岸: 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野字川原993番1地先 右岸: 埼玉県久喜市吉羽字下川原1177番9地先 | 中川への合流点 |
| ふるすだか 古隅田川 | 左岸: 埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻六丁目22番2地先 右岸: 埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻六丁目6番地先 | 大落古利根川への合流点 |
| はやとほりがわ 隼人堀川 | 左岸: 埼玉県白岡市柴山字荒田1340番1地先 右岸: 埼玉県白岡市柴山字荒田1338番1地先 | 大落古利根川への合流点 |
| しょうべいほりがわ 庄兵衛堀川 | 左岸: 埼玉県久喜市菖蒲町三箇字沼新田2833番1地先 右岸: 埼玉県久喜市菖蒲町三箇字早川2783番地先 | 隼人堀川への合流点 |
| ひめやおとしがわ 姫宮落川 | 左岸: 埼玉県久喜市下早見字内谷1869番2地先 右岸: 埼玉県久喜市原大字大谷745番4地先 | 大落古利根川への合流点 |
| ひぜんほりがわ 備前堀川 | 左岸: 埼玉県加須市鴻基字三ツ俣2811番1地先 右岸: 埼玉県加須市芋荳字北谷2204番1地先 | 大落古利根川への合流点 |
| ひぜんまゑほりがわ 備前前堀川 | 左岸: 埼玉県久喜市所久喜字小ヶ原井809番3地先 右岸: 埼玉県久喜市所久喜字小ヶ原井809番4地先 | 大落古利根川への合流点 |
| あおほりがわ 青毛堀川 | 左岸: 埼玉県加須市下高柳字地原1856番1地先 右岸: 埼玉県加須市下高柳字上小宮1627番1地先 | 大落古利根川への合流点 |
| くらまつがわ 倉松川 | 左岸: 埼玉県幸手市中五丁目4313番2地先 右岸: 埼玉県幸手市中五丁目4526番6地先 | 中川への合流点 |
| おおしましんでんがわ 大島新田川 | 倉松川からの分派点 | 倉松川への合流点 |
| うまほりがわ 午の堀川 | 左岸: 埼玉県羽生市大字町屋字八幡429番地先 右岸: 埼玉県羽生市大字町屋字本村334番1地先 | 中川への合流点 |
| てごほりがわ 手子堀川 | 左岸: 埼玉県羽生市大字下手子林字下新井3441番地先 右岸: 埼玉県羽生市大字下手子林字下新井3435番地先 | 中川への合流点 |
| しんさいからほりがわ 新槐堀川 | 左岸: 埼玉県羽生市大字喜右衛門新田字宮前1781番地先 右岸: 埼玉県羽生市大字喜右衛門新田字北町1873番地先 | 中川への合流点 |
| しゆどけんがいこくほうすい 首都圏外郭放水路 | 大落古利根川からの分派点 | 江戸川への合流点 |
| けながわほうすい 毛長川放水路 | 毛長川からの分派点 | 新芝川の合流点 |
| あやせがわほうすい 綾瀬川放水路 | 綾瀬川からの分派点 | 中川への合流点 |
| いちほしほうすい 一の橋放水路 | 伝右川からの分派点 | 綾瀬川への合流点 |
| おおほがわほうすい 大場川放水路 | 大場川からの分派点 | 三郷放水路への合流点 |
| みさとほうすい 三郷放水路 | 中川からの分派点 | 江戸川への合流点 |
| まてほうすい 幸手放水路 | 中川からの分派点 | 江戸川への合流点 |
| むさしほうすい 武蔵水路 | 星川からの分派点 | 荒川への合流点 |

下流端の欄に記載のない河川の区間は、当該河川の上流端に記載されている場所から海に至るものとする。

